

(別紙)

高尾義則会長、日野岳充専務理事ほか計4名の連名による、「社員提案に対する反対意見について」と題する文書（以下「本文書」といいます。）が全社員に送付されました。

1. 本文書が全社員に送付されることを、事前に承知していらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) いいえ

2. 本文書の内容を、事前にお読みになっていらっしゃいましたでしょうか。

(ご回答) いいえ

3. 2019年5月24日に開催された第44回理事会報告によれば、同理事会では、「理事会として反対の意思表示をしては等の意見があった」とのことですが、この意見に対し、どのような意見がかわされたのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

ある理事が、昨年の社員総会時の社員提案の件を持ち出しその時理事会において「理事会としては、社員提案に反対である」と意見書を付随して出した件を持ち出し今回も同じようにすればどうか？と提案があったが多くの理事から今回は個人の問題で理事会として意見書を出すのは筋が違うと意見が出た、もし理事全員に関わる事であれば意見書を出すのは問題ないが個人の事柄なので出す必要はないと結論がでた。また、弁明についても個人が行うのが常であると意見が出た。

この時、当事者と1名の理事を除きほぼすべての理事が納得してこの件を容認したと感じた。

4. 最終的には、今回の社員提案に対する理事会としての意見は付さないことになったのでしょうか。

(ご回答) 付さないことになった

(「いいえ」であれば、具体的な状況をお聞かせください。)

本文書 4 頁に、「JARL 広報大使の任命につきましては、理事会でご報告させていただき理事全員の賛同をいただいております。」とあります。

5. 「広報大使」なる役職を設けるか否か、その人選等については、JARL にとって重要な事項であり、理事会の事前の議論と決議が必要と思われます（法第 90 条 4 項の「重要な使用人の選任及び解任」またはそれに準ずる者に該当し、理事会の決議を経なければならないものとも思われます。）が、JARL 広報大使の任命について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。

(ご回答) **いいえ 事後報告のみそれも口頭。書類もなし。**

6. JARL 広報大使の任命について、「理事全員の賛同をいただいております。」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

(ご回答) **いいえ 上記と同じ**

7. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

(ご回答) **いいえ 上記と同じ**

口頭での事後報告のみなので賛同も決議・承認もなし。

本文書5頁に、「Radio JARL.comのラジオ番組につきましても、開始するにあたり、事前の理事会で計画をご説明させていただき理事全員に賛同をいただき開始しました。」とあります。同番組は、2019年1月から開始されました。

8. 「Radio JARL.comのラジオ番組」の開始について、理事会での「事前の」報告・提案はなされたのでしょうか。ここで、「事前の」とは、理事会で異論が出れば番組を中止できる程度に事前の報告・提案を意味します。

(ご回答) いいえ 広報大使の時と全く同じ。

(「はい」であれば、具体的な状況・時期をお聞かせください。)

9. 「Radio JARL.comのラジオ番組」の開始について、「理事全員に賛同をいただき」とありますが、「全員」の賛同があったことは確認されているのでしょうか。

(ご回答) いいえ

10. また、理事会としての「決議」「承認」はなされたのでしょうか。

(ご回答) いいえ

本文書 6 頁に、「QSL ビューローに対しては、これら長年の貢献に対して、表彰規程に基づき感謝の意を表明したもので、規定に従い業務執行として行った表彰であります。」とあります。ところで、JARL 表彰規程第 3 条は、「表彰は、理事会が必要と認めたときに行う。」と規定しており、同第 4 条に定める理事、地方本部長及び支部長の推薦に基づき、第 5 条に基づく理事会への付議・審査を経て行われるのが原則としています。

11. QSL ビューローに対する表彰について、理事、地方本部長または支部長の推薦はあったのでしょうか。

(ご回答) 理事ではなかったので答える立場にない。(前任の宮本本部長に確認を取りましたが推薦・付議・審査は、無かったとの事です。)

12. QSL ビューローに対する表彰について、理事会への事前の付議・審査はなされたのでしょうか。

(ご回答) 理事ではなかったので答える立場にない。(上記と同じ)

なお、JARL 表彰規程第 6 条は、会長は、一定の場合に限り、必要と認めたときは、理事会への事前の付議・審査なしに表彰を行うことができると定めていますが、その場合は、直近の理事会にその旨報告するものとする規定しています。

13. 上記表彰規程第 6 条は、理事会への事前の付議・審査を経る時間がないごく例外的な場合にのみ発動されるべきと考えますが、QSL ビューローに対する表彰は、そのような事案に当たるとお考えでしょうか。

(ご回答) 十分時間の余裕があるので当たらない

14. QSL ビューローに対する表彰は、直近の理事会に報告されたのでしょうか。

(ご回答) 理事ではなかったので答える立場にない。ただし前任の宮本本部長に確認すると報告は無かったとの事です。

本文書 8 頁には、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを理事会の席上のみならず常日頃から慎重に考え検討し、各方面にご意見を伺いながら実施いたしております。」とあります。

15. 会長及び専務理事は、「JARL 組織が実施する事業・予算・決算について、会員皆様のためにはどれが一番ふさわしいのか、また会員皆様のためになるのかを・・・慎重に考え検討し」ていると思われませんか。

(ご回答) **いいえ**

(「はい」であれば、その具体例をお聞かせください。)

本文書 8 頁には、「また、理事会運営につきましても、理事会は自由に発言できる場です。理事からの問いかけに、この場では発言したくないと発言を拒否した理事がいましたが、議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」

16. 実際に、「理事会は自由に発言できる場」として運用されているのでしょうか。会長が、「議長として、ご意見や発言を制して一方的に閉会するようなことは一度たりともございません。」というのは事実ですか。

(ご回答) **事実ではない**

(「事実ではない」であれば、その具体的な状況をお聞かせください。)

理事会は、会長（議長）の独演場で気に入らない意見については、発言途中で会長が議長として割って入り発言を阻止したり議長に許可されていない発言で理事が発言した場合、ある理事については発言を容認して発言させるがある理事についてはすぐに阻止する。この場合、会長提案の議案について反対意見は阻止、賛成意見は容認と明白。

第 43 回理事会においては、理事の議案書そのものについて報告はしたが審議途中で「理事会の審議にふさわしくない」との理由で閉会したことがあった。

私を知りうる理事会とほど遠いもので理事会の体をなしていない。
指摘をしても「昔からこれがJARLの理事会だ」と開き直られる。

本文書の1頁には、今回の社員提案について「対外的にも多大な迷惑を及ぼし、これまで構築してきた多くの信頼関係をも壊す極めて乱暴な措置であります。」とあります。

17. 現会長及び専務理事は、アマチュア無線に関する諸団体からどのように評価されているのでしょうか。

(具体的な状況をお聞かせください。)

具体的に誰とは言えないが、諸団体の関係者からすばらしいと評価された事は聞かない。どちらかといえば、その反対に近い意見を聞くことがある。

本文書の1頁には、「第2号議案の社員提案に対して断固反対いたします。」とあります。

18. 理事におかれまして、今回の社員提案に対し反対されますか。賛成されますか。それとも社員総会の判断に委ねられますか。

(ご回答) **賛成する**

その他、今回の社員総会にあたり、社員及び JARL 会員にお伝えになりたいことがあれば、ご記載下さい。

(ご回答)

現在 JARL 理事会としては、会員拡大のため現在免許を持っている人を対象として拡大事業を行っているが、大きな間違いである。それは、免許持っている対象になる方がいないからである。会員拡大の前にアマチュア無線家そのものを増やす必要がある。

そのためには、JARL 等と連携しアマチュア無線家を増やす施策を考える。

たとえば、支部や登録クラブが、JARL の講習会を行いたくなるような施策。

その後開局までの高いハードルを低くするため総務省に働きかける。

開局後のニューカマーを育てる施策を考える。

定款を変更して、入会者の窓口を広げる。

など、今後やらなければならない事柄が沢山ありますが現在の状況では、何もできませんと言うより行う気はありません。

今後の JARL を考えてください。

会長は「会員ファースト」と言いますが私から見れば「自分ファースト」です。

社員のみなさま、大きな決断を切にお願いします。

以上、ご回答ありがとうございました。